

令和7年度

高畠町住宅リフォーム支援事業助成金

助成内容	<p>住宅リフォームによる 住環境の整備や、町内経済の活性化のため、 “工事”に要する費用に対し支援するものです。</p> <p>※必ず工事着工前に申請してください。</p>
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 町内建築業者とリフォーム工事請負契約を締結すること○ 補助対象者及び世帯員並びに施工する町内建築業者等に町税等の滞納がないこと○ 町が実施する同様の助成等を受けていないこと
助成対象工事	<p>下記工事において、基準点数合計が10点以上となること。</p> <p>※点数算定表は「別記様式第2号」のとおり ※50万円未満の工事は5点</p> <p>① 寒さ対策・断熱化工事 ② バリアフリー化工事 ③ 克雪化工事 ④ 県産木材使用工事 ◆裏面参照</p> 
世帯要件	<p>移住世帯 県外から高畠町へ移住した世帯 新婚世帯 婚姻から5年以内の世帯員がいる世帯 子育て世帯 満18歳以下の子どもがいる世帯 一般世帯 上記いずれにも該当しない世帯</p>
助成金額	<p>◎移住・新婚・子育て世帯 対象工事に要する費用の3分の1 上限30万円(1,000円未満切捨)</p> <p>◎一般世帯 対象工事に要する費用の5分の1 上限16万円(1,000円未満切捨)</p> 

お問い合わせ : 山形県高畠町建設課 都市住宅係

☎0238-52-4481

令和7年度高畠町住宅リフォーム支援事業工事内容一覧表

区分	工事内容
寒さ対策・断熱化	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事 ○外部に面する住宅の開口部に下記の基準を満たす建具を設置する工事【熱貫流率(W/m²·K)】 <ul style="list-style-type: none"> ①外窓交換:熱貫流率 3.5W/m²·K 以下、②内窓設置:複層ガラス入り ※熱貫流率の記載がある製品カタログ又は参考資料添付必須 ○熱交換換気システムを設置する工事 ○住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に下記の基準を満たす断熱材を使用する工事【熱抵抗値(m²·K/W)】 <ul style="list-style-type: none"> ①屋根:4.6 以上、②天井:4.0 以上、③外壁:2.2 以上、④床:3.3 以上、⑤基礎:1.7 以上 ※熱抵抗値の記載がある製品カタログ又は参考資料添付必須 ○浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 ○勾配の緩い階段に交換又は改良する工事 <ul style="list-style-type: none"> ○浴室 <ul style="list-style-type: none"> (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事 ○便所 <ul style="list-style-type: none"> (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事 ○手すり <ul style="list-style-type: none"> (1)居室、便所、浴室、脱衣所、玄関又はこれらを結ぶ経路に長さ 100cm 以上の取り付け工事 (2)居室、便所、浴室、脱衣所、玄関又はこれらを結ぶ経路に長さ 100cm 未満の取り付け工事 ○段差 <ul style="list-style-type: none"> (1)勝手口、玄関等の出入口及び上がりかまち並びに浴室出入口の段差解消又は段差を小さくする工事 (2)居室、便所、脱衣所又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 ○出入口 <ul style="list-style-type: none"> (1)住宅の出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)住宅の出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)ア 住宅の出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事 (3)イ 住宅の出入口の戸を吊戸方式に変更する工事 (3)ウ ア及びイ以外の出入口の戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ○居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 ○エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事
除雪化	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根の雪下ろし <ul style="list-style-type: none"> (1)雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 (2)雪止めの設置、又は取り替える工事 (3)固定式ハシゴの設置又は取り替える工事 ○屋根改良 <ul style="list-style-type: none"> (1)屋根の勾配を大きくする工事 (2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3)屋根に雪割板を設置する工事 ○住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事
住宅に県産木材を使用した工事	

高畠町住宅リフォーム支援事業助成金

«通常 確認事項・手順表»

事前 確認	助成内容	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第1条」、「第2条」
	助成対象者	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第3条」
	助成対象工事	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第4条」
	助成金額	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第5条」
		▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第6条」
申請者	◎提出書類	
	□ 交付申請書【様式第1号】	
	□ リフォーム工事の請負契約書等の写し ※町内業者(町内住所記載)	
	□ リフォーム工事の見積(内訳)書の写し ※町内業者(町内住所記載)	
	□ リフォーム工事の図面の写し ※施工箇所記載	
	□ 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさで、各施工箇所につき2方向以上撮影 ※段差解消工事の着工前写真はスケール等で段差が確認できるよう撮影	
	□ 工事基準点数算定表【様式第2号】	
	□ 対象住宅の位置図及び配置図 ※位置図は住宅地図可	
	□ その他必要書類 (移住・子育て世帯:住民票謄本、新婚世帯:戸籍謄本、県産木材を使用した工事:県産木材使用量計算書、空き家:登記簿又は売買契約書の写)	
		▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第7条」
町	交付申請	◎申請書等審査、書類確認後、「交付決定通知書」にて申請者へ通知。
		※施工業者へ「決定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。
		※交付決定通知の到着後に、助成対象工事を開始してください。
		※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※要綱第8条
申請者	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第9条」	
	◎提出書類	
	□ 実績報告書【様式第6号】	
	□ リフォーム工事の領収書等の写し ※町内業者(町内住所記載)	
	□ 工事中・完了後の写真 ※A4用紙に2~3枚程度の大きさで、各施工箇所につき2方向以上、工事前と同方向で撮影(交換品の場合は並べて撮影) ※断熱材を使用する工事は工事中の写真を必ず撮影	
	□ その他必要書類 (県産木材を使用した工事:県産木材使用量計算書・県産木材証明書、空き家:住民票謄本)	
		▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第10条」
	助成金の確定	◎報告書等の審査、書類確認、(必要な場合)現地調査後、「助成金交付確定通知書」にて申請者へ通知。
		※施工業者へ「確定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。
	交付請求	▶別紙『交付要綱』 ⇒ 「第11条」
町	助成金の振込	◎上記交付確定後、「助成金交付請求書【様式第8号】」に必要書類を添付し提出。
		▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。10日~14日以内に振込み。